OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	「危険ドラッグ」対策について
Author(s)	栗原, 陽子
Citation	大阪公衆衛生. 2015, 86, p. 11-12
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/78624
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

トピックス（1）

「危険ドラッグ」対策について

栗原 陽子
大阪府健康医療部薬務課　麻薬毒劇物グループ

１．はじめに

平成26年６月に東京で危険ドラッグの使用者が引き起こした交通事故で８人の死傷者が出る痛ましい事故が起こるなど、連日のように危険ドラッグにまつわる事件事故の報道があり、流行語大賞のトップ10に入るなど世間を騒がせました。危険ドラッグ使用者が正体を失くしている姿の映像は衝撃的だったかと思います。このような恐ろしい薬物が最近では若者を中心に蔓延していることが大きな社会問題となっていますので、大阪府においても危険ドラッグについて早急な対策が求められました。

２．危険ドラッグとは

危険ドラッグとは、覚醒剤・大麻等に化学構造を似せて作られ、これらと同様の多幸感や快感等を高めるなどの薬理作用を有する物品のことで、例えば「合法ハーブ」などと呼ばれるものは、乾燥植物に、大麻様の作用を持つ薬物を添加して作られています。この添加されている薬物がどんな成分なのか、何種類入っているのか、どのくらいの量が入っているのか、実は販売している側でさえ分かっていません。また、従来ある化学構造から変化させた薬物が次から次へと新たに出てきている状態です。この化学構造が変化するということは毒性の変化つまり未知の危険性を秘めることになり、中毒を起こした場合の治療法も容易に分からず、特に最近は毒性が強いものが流通している傾向もあり、危険ドラッグの使用が疑われる死者が多数報告されています。このように危険ドラッグを使用することは、自分の身体で未知の毒性を試すような大変危険な行為と考えられます。

３．大阪府における取組みについて

危険ドラッグについては、最近急に問題となったものではなく過去に何度も問題となっています。平成18年６月には国が薬事法を改正し、有害な物質を指定薬物として指定し、販売等を禁止する制度が導入されました。

大阪府でも平成24年頃から危険ドラッグを販売する店舗が急増し、平成24年３月末には把握しているだけで73店舗に上りました。また、危険ドラッグの使用が原因と思われる健康被害が多発するとともに、平成24年春には府内でも危険ドラッグの使用が疑われる車の暴走・ひき逃げ事件が相次いで発生するなど看過できない状況となっていました。そこで、府民の生命や身体等に対する危害発生の防止と公序良俗の維持を目的に「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」を制定（平成24年12月全面施行）し、知事指定薬物の指定制度、製造、販売行為に加え、使用を禁止するとともに、警察職員への立入権限を付与するなど、当時の薬事法の規制にはなかった府独自の規制も導入しました。また、危険ドラッグ販売店が繁華街などで堂々と店を構えて営業し、使用者が薬物への抵抗感なく容易に入手できることが、危険ドラッグ蔓延の原因となっていたため、条例に基づき特に販売店への立入調査の強化を図ることで、平成25年５月末には28店舗にまでいったんは減少しました。

ところが平成25年秋頃から徐々に販売店が増加し、また前述した東京での交通事故が起こり、大阪府においてはこれら販売店に対する監視を目一杯強化しました。まず、平成26年７月に、大阪府、大阪府警察、近畿厚生局麻薬取締部の３者が合同で一斉立入調査を実施し、販売行為を自粛するよう警告書を交付しました。８月末にも３者合同で販売店に立入調査を行い、規制対象となる指定薬物が含まれていないか成分検査を命じる検査命令、検査結果が出るまで販売を禁止する販売停止命令を行うとともに、販売店そのものの閉店・廃業を促すなど、その後も何度も販売店への立入調査を実施しました。取締を強化した結果、７月末に42店舗あった店舗数が12月末には６店舗と激減するに至っています。

４．おわりに

薬物未経験者が安易に薬物に手を出す機会を減らすためには、危険ドラッグ販売店の取締は一定の効果があると思われます。また、インターネット販売についても平成26年12月17日には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧名薬事法）」が一部改正され、

広告中止命令やプロバイダーへの削除要請、損害賠償責任の制限が加わるなど規制の強化が図られています。しかし、販売側も摘発の網の目を潜り抜けようと、口コミやネット掲示板、業者が商品を直接届ける「デリバリー」など潜在化が進みつつあるなか、新たな危険ドラッグの使用者を出さないためには、１人１人が危険ドラッグの危険性を十分に認識し、危険ドラッグには関わらない強い意志を持っていただくことが必要となってきます。

大阪府では危険ドラッグなどの薬物を撲滅するため、薬物乱用防止啓発を一層推進することが重要と考えており、府内市町村や関係団体などと連携協力のもと、キャンペーンなど府民への啓発活動を行うとともに、府内の小・中・高等学校で薬物乱用防止教室を実施するなど特に若年層への啓発に重点を置いています。今後も府内での薬物乱用防止の啓発活動を推進するため、是非ともご理解とご協力をお願いします。

参考）「危険ドラッグ」の呼称名について

いわゆる「脱法ドラッグ」などと称して販売されていた薬物について、これらが危険な薬物であるという内容であることを伝えるため厚生労働省と警察庁がともに、平成26年７月に新呼称名を募集し、「危険ドラッグ」が選定されました。なお、今回は平成26年７月以前についても便宜上「危険ドラッグ」の名称を用いています。